

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.11の訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年11月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	ヒロセ電機株式会社
証券コード	6806
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2 【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人 (外国の者)
氏名又は名称	ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (First Eagle Investment Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345 (1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105-0048 U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 廣野 泰喜
電話番号	03-6775-1447

第3 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.11
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年11月12日
訂正箇所	表紙

(訂正前)

【表紙】

(前略)

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと

(訂正後)

【表紙】

(前略)

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと及び当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更が生じたこと